

平成 21 年 7 月 6 日

各 位

西日本シティ銀行

「改正省エネ法対策セミナー」の開催について

西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）は、産業振興分野に関する連携協定を締結している北九州市（市長 北橋 健治）との共催により、環境問題に取り組む北九州企業の皆さまに役立つ情報をご提供するため「改正省エネ法対策セミナー」を開催いたしますのでお知らせします。

当行と北九州市は、昨年 8 月に締結した「産業振興分野に関する連携協定」において「環境経営・環境ビジネス推進に関する連携」を項目に掲げており、本セミナーはこれに基づく取組みの一環として開催するものです。

平成 22 年 4 月より改正省エネ法～工場・事業分野（住宅・建築分野は平成 21 年 4 月より施行）が施行される予定であり、企業の省エネ対策への関心は非常に高まっています。そこで、本セミナーでは、省エネ法改正のポイントとその対策、具体的な電気設備、照明器具等の省エネをテーマに講演を行います。

## 記

1. 日 時 平成 21 年 7 月 29 日（水） 13:30～16:30（受付 13:00～）
2. 会 場 A I Mビル 3 階 311 号・312 号・313 号（北九州市小倉北区浅野三丁目 8-1）
3. 内 容

「省エネ法改正と対策」	(80 分)	株式会社あらたサステナビリティ 上席研究員 本多 昇氏
「省エネ照明(高効率蛍光灯、LED、無電極ランプ)と電力量測定器による CO2 削減提案」	(50 分)	パナソニック電工株式会社
「一般照明市場における LED 照明の動向」	(50 分)	東芝ライテック株式会社

4. 対 象 省エネに関心のある北九州の企業さま
5. 定 員 定員 100 名（先着順で定員になり次第締め切り）
6. 参加費 無 料 事前申込が必要
7. 申込期限 平成 21 年 7 月 27 日（月）
8. 申 込 先 西日本シティ銀行 法人ソリューション部 （次頁の申込書を F A X ）
9. 主 催 北九州市、西日本シティ銀行

以上

本件に関するお問い合わせ先  
法人ソリューション部 おきだ・かく 長田・加来 TEL092-476-2754

申込期限：7月27日

FAX092-476-2749

## 『改正省エネ法対策セミナー』申込書

貴社名：	電話番号：		
ご住所：			
ご参加者名		役職名	
ご参加者名		役職名	
お取引支店名：			

主管 西日本シティ銀行 法人ソリューション部（担当：加来<sup>かき</sup>）

F A X : 092-476-2749 TEL : 092-476-2754

本申込書に記載いただく企業情報・個人情報については、今回のセミナーに関するご連絡・運営や今後のセミナーのご案内に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他目的以外の使用・当行以外の第三者への提供をすることはありません。